

ケア・ステーション淨信館介護予防短期入所生活介護の運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社コサカ・ライフサポートが開設するケア・ステーション淨信館が行なう介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業者自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、サービス利用計画書に基づき、利用者の介護予防に資するよう、心身の状況等に応じた適切なサービス提供を行なう。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行なう。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービス提供を行なう。
- (5) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、高齢者支援センター、指定居宅介護支援事業所、他の介護老人保健施設等の保健、医療、福祉サービスとの連携に努める。
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の開始に当たっては、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について詳しい説明を行なった上で利用契約を締結するものとする。
- (7) 利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
- (8) 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 ケア・ステーション淨信館
- (2) 所在地 八戸市一番町二丁目3番地12

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

(1) 管理者 1人

指定短期入所生活介護の管理者、指定短期入所生活介護、指定介護
予防短期入所生活介護の看護職員と兼務

管理者は、この事業所の従業員の管理及び職務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1人以上

(指定短期入所生活介護の医師と兼務)

医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行なう。

(3) 生活相談員 1人以上

(指定短期入所生活介護の生活相談員と兼務)

生活相談員は、利用者の生活相談、処遇の企画や実施を行なう。

(4) 生活支援員(介護職員)・看護職員 10人以上

生活支援員 指定短期入所生活介護の生活支援員と兼務

看護職員 内1名 指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活
介護の管理者、指定短期入所生活介護の看護職員と兼務

内1名以上 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所
生活介護の機能訓練指導員、指定短期入所生活介護の看護職
員と兼務

生活支援員は、利用者の日常生活全般にわたる支援業務を行なう。

看護職員は、利用者の保健衛生及び看護業務を行なう。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の看護職員、
指定短期入所生活介護の機能訓練指導員と兼務

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練指導を行なう。

(6) 栄養士 1人以上

(指定短期入所生活介護の栄養士と兼務)

栄養士は、献立作成、食材発注、調理、利用者への栄養指導を行う。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は次の通りとする。

28人(指定短期入所生活介護も含む)

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第6条 事業所のユニットの数及びユニットごとの利用定員は、次の通りとする。

(1) ユニットの数 3ユニット

(2) ユニットごとの利用定員 2ユニット9人

1ユニット10人

(短期入所生活介護の内容)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次の通りとする。

- (1) 介護サービス
- (2) 生活相談援助
- (3) 健康管理
- (4) 入浴サービス
- (5) 食事サービス
- (6) その他医師の指示による看護処置
- (7) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法施行規則に定められた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する指定介護予防短期入所生活介護利用者の送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。前項の他、次の各号に掲げる費用を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1km増すごとに100円を追加した額

- 3 前項のほか、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- ア 食事代 1,445円/1日
・朝食 430円/回 ・昼食 545円/回 ・夕食 470円/回
- イ 居住費 2,066円/1日
- ウ 日常生活費のうち、利用者が負担することが認められる次の費用
・レクリエーション費用
- エ サービス提供記録の複写物の交付を請求された場合
・コピー代金 モノクロ10円 カラーコピー100円
- オ 緊急時救急搬送に職員が同乗した場合、職員が施設に帰る手段はタクシーを使用とする。その場合のタクシー運賃は実費で徴収する。

- 4 前項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容および費用について説明を行ない、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、八戸市、五戸町、おいらせ町、階上町、南部町、三戸町（目時地区、梅内地区、及び川守田地区）の区域を原則とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者が、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける場合は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 身体及び身の回りの清潔、健康の保持に努める。
- (2) 事業所の備付の器具、及び物品等を大切に使う。
- (3) 火災予防に努める。
- (4) 外出等は、管理者の承認を受ける。
- (5) ハラスメント（迷惑行為）にあたる行為は慎む。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 指定介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族、主治医への連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 指定介護予防短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理)

第 14 条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 16 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、生活支援員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 生活支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供に

については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(地域との連携)

第 18 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 20 条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 サービス提供従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 10 回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、適切な指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備し、サービスを

提供した日（計画にあたっては当該計画の完了の日）から 5 年間保存するものとする。

6 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、株式会社
コサカ・ライフサポートが定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改	正	平成	19 年	4 月	1 日
改	正	平成	19 年	6 月	1 日
改	正	平成	19 年	6 月	25 日
改	正	平成	21 年	4 月	1 日
改	正	平成	22 年	4 月	15 日
改	正	平成	23 年	5 月	15 日
改	正	平成	23 年	10 月	1 日
改	正	平成	24 年	4 月	1 日
改	正	平成	25 年	4 月	1 日
改	正	平成	26 年	4 月	1 日
改	正	平成	27 年	4 月	1 日
改	正	平成	28 年	4 月	1 日
改	正	平成	29 年	4 月	20 日
改	正	平成	30 年	2 月	20 日
改	正	平成	31 年	4 月	1 日
改	正	令和	2 年	4 月	1 日
改	正	令和	3 年	4 月	1 日
改	正	令和	4 年	4 月	1 日
改	正	令和	4 年	12 月	21 日
改	正	令和	5 年	4 月	1 日
改	正	令和	6 年	4 月	1 日
改	正	令和	7 年	4 月	1 日